

No.	該当ページ	ご意見・ご提案
1	p3	部門別計画の欄に、「文化財保護に係る計画」が全くないのは、取り組む姿勢がないと捉えられる危険性が大きいため、せめて「上尾市文化財保存活用計画(仮称・準備中)」とでも入れておくべきかと思いますが?
2	p3	「…本計画は「第6次上尾市総合計画」に示す上尾市の将来都市像「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」を実現するための教育分野における計画であり…」との文言が示されていますが、「みんなでつくる」とは、児童生徒や保護者、あるいは市民から直接率直な声を聴くということであるにもかかわらず、『計画案』には、そうした具体的の方策がどこにも書かれていません。
3	p3	「※「教育に関する大綱」とは、市長が総合教育会議において、教育委員会と協議・調整を尽くし、教育に関する目標や施策の根本的な方針として定めるものです。」との文言がありますが、違和感が生じます。総合教育会議を傍聴しているとわかりますが、「市長が教育委員会と協議・調整を尽くしている」とは全く思えません。大半の市民は知る由もありませんが、「総合教育会議」の実態は、市長の話の中心は自らの昔話であり、現状の教育問題を認識しているとは言えず、目標や施策は教育委員会に丸投げ状態です。
4	p5	「経済的教育格差」解消に向けての基本的な姿勢(=保護者負担の軽減)が『計画案』には見られません。就学援助制度は学校教育法で定めがあり、どの自治体でもおこなわれている事業であり、上尾市独自の取り組みではありません。それよりもさらに踏み込んだ上尾市としての姿勢(=学校で使う備品や消耗品類はすべて公費負担とする、などの保護者負担の軽減を目指す取り組みなど)を『計画案』に盛り込むことが必要です。
5	p5	「グローバル化」という文言が『計画案』の随所に出てきますが、グローバル化と不可分の「平和教育」の取り組みが極めて弱いのが『計画案』の特長です。「グローバル化=英語力のアップ」などと、極めて矮小化して捉えているのではないかでしょうか。平和教育の取り組みを充実させることこそ、眞のグローバル化だと考えます。
6	p5	『計画案』の他の箇所でも同様ですが、「教職の魅力を高め、教員を取り巻く環境を整備することが必要です。(=P○O参照)」というように、『計画案』のどこに具体的方策が示されているのか書くべきです。
7	p5	<p>第4期上尾市教育振興基本計画(案)に対する意見 第4期上尾市教育振興基本計画(案)では、教育を取り巻く社会の動向として、経済的格差による教育格差をあげ「子供たちの状況等にかかわらず、一人一人に寄り添い、等しい学習機会を確保していくことが求められています。」としています。 これは憲法第二十六条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」に基づいた極めて重要な課題です。 生活困窮者である子どもに対する施策は、生活困窮者自立支援法で市町村は「子どもの学習・生活支援事業」を行うものとし、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律でも地方自治体は、貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする、としています。 しかし、上尾市教育振興基本計画(案)では、生活困窮者である子どもに対する施策は、生活困窮者への奨学金等の貸付(給付ではないので、実体は借金をさせるだけ)と学校教育法で義務付けられている就学援助のみとなっています。 文部科学省は、生活困窮者自立支援法の施行を受けて「生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について」という通知を出しています。通知では以下の4点が求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者自立支援制度所管部局と教育委員会や都道府県私立学校主管課等の連携 2 自立相談支援事業等の利用勧奨 3 学習支援に関する事業の連携 4 自立相談支援機関の相談支援員等と学校等との連携 <p>しかし、上尾市では上記の連携が全く行われていません(生活困窮者自立支援制度所管部局の健康福祉部 生活支援課に連携が行われていないことを確認済み)。生活困窮者自立支援法及び文部科学省通知について不作為である現在の状況を改め、上記の4点についてどのような方法で推進していくかを具体的に決定し、それを上尾市教育振興基本計画に明記し実施することを要望致します。</p>

第4期上尾市教育振興基本計画(案)に対する市民意見募集の結果

No.	該当ページ	ご意見・ご提案
8	p9	「依然として時間外在校等時間が長い教員も多いという実態は、憂慮すべき状況であるとともに、喫緊の課題となっています。」と記述されていますが、「(時間外在校等時間について)令和6年度末までに月45時間以内、年360時間以内の教員を100%にする」という目標を達成した学校が市内でただの1校も無かったという実態の理由について言及されていません。「喫緊の課題」と言うのであれば、まずはその実態についての分析について述べるべきです。 こういう時にこそPDCAの手法はあるのではないかでしょうか。
9	p10	「研究委嘱校11校の研究発表会が小・中学校の管理職及び教員等を集め実施されました。研究発表会を通し、研究成果などを全ての学校で共有するなど、各校の創意工夫を生かした授業改善に資する着実な取組が推進されています。」と記述されていますが、市内各校が研究発表対象校の取り組みに実際に学んでいるのか、学んだ結果その学校でどのような成果があったのか、児童生徒はどのように成長したのか、などの検証結果が不明です。端的に言えば、上尾市の研究委嘱は、教育委員会の指導主事のアイデンティティのために毎年11校ずつ強制されているのは明らかです。
10	p12	「上尾市いじめ防止子供サミット」に「サミット(頂上・頂点)」と名付いている意味が不明です。結局は、各学校の代表、つまり「良い子」が集まって「自分たちの学校で良い取り組みをしましょう」ということを決めていると思われます。肝心なのは、サミットに出られない(=声がかからない)「普通の子」がどう思い、どう考え、どう行動するかであると思われます。サミットに出た代表の子たちの報告を後日普通の子たちが聞いても、上滑りするのではないかという懸念が残ります。
11	p13	「小学校給食の提供体制で不可欠な施設や設備等について、適切に維持・管理を行い…」と記述されていますが、市議会一般質問などを聞くと、実態は明らかに異なります。「築49年の建物であり、床の中心部が下がってしまっていたり、ゆかが滑りやすい。下処理調理の泥水が上処理調理場に流れてきてしまうよう、水かきが大変」(西小)、あるいは「水道管がサビているそうで、お湯が出る水道からサビが出た際、お金に入らないように、毎回フィルターを付け替えている」(東小)などという実態があります。これでは、「適切に維持・管理を行っている」という『計画案』の記述は事実と異なるのではないでしょうか。訂正し実態を書くべきです。
12	p20	「より環境の整った保存場所の確保」は、「持続可能な保存環境の整備や施設の早急な確保・設置」と目標を明確にした表現を課題として提示しないと誤解を招くと思われます?
13	p20	冒頭「無」欠字 かな?
14	p20	「迅速な人員体制の整備」は、「市民等事業者の負担軽減を目的とした調査補助員登録制度など迅速な人員配置が可能な体制整備」といった文言にし、市民の理解と協力を促進する方向性を示すべきではないでしょうか?
15	p20	この表記自体は間違いではないが、「防犯対策はじめとした保管場所の環境整備を実施」は、成文化された計画がない中で防犯対策を実施したものであり、保管場所の環境整備上の課題山積していることが読み取れないこと、保管場所は一時的、臨時の、暫定的な措置としての認識が読み取れないので、課題の抽出は十分にできない循環を生んでいる。加除の検討を要するのではないか?
16	p34	「夢を育み」という基本理念を掲げていますが、極めてステレオタイプ的な理念です。子供たちの実態としては「あなたの(将来の)夢は?」と聞かれると苦しくなる子が増えているのではないかでしょうか。『計画案』には、そうしたリアルな実態の分析と言及が見当たりません。その意味で、子供たちの現状を理解したうえで「生きる力を育む」「絆を育む」「学ぶ喜びを育む」という方針の文言を提示したのかどうかを明確にすべきです。
17	p35	「生きる力を育む」という基本方針の説明の中に「平和を希求する」「平和を守る」という基本中の基本の方針が欠落しています。
18	p46	小学2年から中学2年まで、上尾市、埼玉県、国の3回も学力テストを行っている。3回 は必要ないと考える。児童、生徒の負担、教員の負担になっていると考える。減らすべきである。
19	p47	「学力の経年変化を的確に把握するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、授業の質を高めます」と記述されていますが、上尾市が力を入れているという、小学校低学年からの英語教育の成果・経年変化はどうなっているのかがまったく不明です。

第4期上尾市教育振興基本計画(案)に対する市民意見募集の結果

No.	該当ページ	ご意見・ご提案
20	p47	「小・中学校に計画的に研究委嘱等することを通して」とありますが、なぜ学校に研究委嘱の選択権が与えられていないのかが全く不明です。以前は市教委の「計画訪問」と「要請訪問」とがありましたが、いつの間に「計画訪問」のみになったのでしょうか。指導主事という職のアイデンティティを維持するための「委嘱研究」なのは明らかですので、学校に研究委嘱の選択権を与えるべきです。
21	p49	小中一貫教育の推進の項で、「中1ギャップ」などへの対応が課題としているが、文科省も、この言葉は、安易に使わないとしている。再考を求める。
22	p49	「小中一貫教育」は、委嘱研究のテーマ探しの結果市教委事務局(指導課)がひねり出したものだと推察します。このテーマを掲げておけば、当分は指導主事の存在価値があるということでしょうか。多忙化に拍車をかけるだけの施策は再考したほうがよいと考えます。
23	p49～50	「中1ギャップ」とか「小1プロブレム」などという文言が使われていますが、それぞれ、学術的にはどのように捉えられているのかが不明です。『計画案』の文末「用語集」に目を通して、学術的な説明ではありませんね。
24	p55	「全校に司書教諭を配置し」との記述がありますが、中学校では、たとえば数学の教員が司書の免許を所持しているというだけで「司書教諭」に任命されるなど、校内での「司書教諭」の人選が非常に困難かつ安直という二面性を有していることは、教職員にとって周知の事実です。さらに、司書教諭に「任命」されたとしても、実際の選書等は会計年度任用職員である「図書支援員」に丸投げしている実態について、指導課職員は当然知っていると思われます。まずはこうした実態を検証・是正するところから取り組むべきです。
25	p55	「全校に学校図書館支援員を配置し」とありますが、本来であれば「全校に図書館司書を配置し」と記述すべきです。現状では「図書館司書」ではなく、数校掛け持ちの会計年度任用職員である「図書館支援員」しか置けない現状があります。ここにも、上尾市の教育予算の貧弱さが明らかになっています。
26	p57	不登校の主原因として「学校の息苦しさ」が挙げられます。今こそ、「わかる授業」「楽しい学校」への転換が求められます。
27	p57	「校内支援ルーム」とは、「スペシャルサポートルーム(SSR)」のことだと思われます。実際には子供を見るスタッフが常駐しないなど、極めて中途半端な施策であり、これもまた上尾市の予算の貧弱さばかりが際立つものとなっています。こうした施策を展開するのであれば、徹底的に人を配置すべきです。
28	p58	「教育センターにおける教育相談体制の充実を図ります」とありますが、スクールソーシャルワーカー(SSW)として市費と県費が任用されており、「全く同一労働であるにもかかわらず、報酬額が異なる」という矛盾を抱えているのが実態です。ほとんどの市民が知らないこうした実態を改善することこそ、子供や保護者の相談に本当に向き合えることになると考えます。
29	p58, 61	「いじめ防止対策の推進」として①～⑤まで掲げられていますが、実際に起きた「いじめ重大事態」にどう対応するかの記述がありません。少なくともP61に「条例に基づき対応する」という基本原則を掲げるべきです。
30	p68	学校給食は、現在の自校方式を堅持すべき。学校給食の衛生管理の徹底の部分で、給食室の施設、設備の適正管理を行うとしている。今後、給食室を残していくと考えていいのか。
31	p71	「栄養教諭の年間平均授業実施回数」を年間70回とした根拠が示されていません。
32	p75	「子供の意見表明による主体性の育成」との記述があるにもかかわらず、「子どもの意見表明権」の根拠が書かれていません。言うまでもなく、子供の意見表明の根拠は「子どもの権利条約」の第12条において規定されている権利です。この項の記述を読むと、あえて「子どもの権利条約」には言及しない教育委員会の姿勢が垣間見えます。
33	p76	主体的に社会に参画していく力を育成していくとしている。そのためにも、主権者教育を豊かにしていくことが必要と考える。

第4期上尾市教育振興基本計画(案)に対する市民意見募集の結果

No.	該当ページ	ご意見・ご提案
34	p76	「キャリア教育を推進することにより、全国トップの水準となることを目指して」とありますが、「全国学力・学習状況調査(小6・中3)」の質問紙調査が「実際の子どもたちの目標」を正確に反映しているのか否かを検証すべきです。安易にこうした数値を鵜呑みにすることは明らかに誤りです。
35	p78～79	「障害のある子供への支援・指導の充実」を本当に目指すのであれば、「障害のある教員」の指導も不可欠です。こうした教員は県が任用しているのであれば、関係機関に働きかけ、上尾市に赴任してもらうなどの努力が必要だと考えます。問われるべきは、上尾市教育委員会の「本気度」です。
36	p81	不登校の初期段階での対応が重要と述べている。それには、担任の先生の役割がとても大事と考える。肝心の担任の先生が多忙すぎて、児童生徒の不登校のサインを見逃さざるを得ないのではないかと思う。先生の長時間労働、多忙を解消するための取り組みが必要と考える。
37	p81	「医療機関や民間施設など関係諸機関と連携し」とありますが、どのような連携をしているのかが不明です。不登校児童生徒が民間の居場所に行っているのであれば、「学校に戻す」のではなく、その居場所に足を運び、「ずっとそこにいていいよ」というメッセージを伝えることが必要ではないでしょうか。
38	p82	「就学支援の充実」には、上尾市独自の「保護者負担の軽減のための施策」が必須です。まずは教育長や教育委員がこの観点から施策を考えなければならぬと考えます。「公費で購入できるものは公費で」「安易に保護者負担に依拠しない」という基本的な考えが『計画案』には欠落しています。
39	p83	「平和教育」の具体的取り組みに関する記述がありません。
40	p88	「教職員間の協働性」は「教職員間の同僚性」に変更すべきです。 今の状況で重要なのは、校長・教頭を含めた教職員の同僚性です。
41	p91	⑥として「労基法・労安法等に基づき、休憩時間の確保を遵守します」を追加します。
42	p96	「月45時間以内、年360時間以内の時間外在校等時間を達成した学校の割合」を100%にする、という目標は令和6年度末にも同様の目標を掲げて、達成率ゼロ%であったにもかかわらず、今度は令和9年度末までの目標に先送りされました。どう考えても、この目標を本気で掲げているとは思えませんし、市教委はまったく学習していないと言わざるを得ません。まずは「法に基づいて休憩時間を確保することです。法に基づかない「目標」など何の意味もありません。
43	p97	登下校サポーターは、非常に大事です。継続してください。特に、私の住んでいる、地頭方など。(平方東小)
44	p100～102	従前の社会教育指導員の職名を変更したうえで、かつ報酬を上げてまで会計年度任用職員として任用している「家庭教育支援員」がどのような役割を果たすのか、その記述がありません。
45	p104	「AGEO 地域クラブに参加する児童生徒に対するアンケート調査における満足度」を指標の根拠としていますが、こうしたアンケートについては、今の児童生徒は「ここは満足である、と答えておこう」という「学校側への忖度」が働くであろうことは、容易に推察できるはずです。したがって、児童生徒だけでなく、保護者にもアンケートを実施すべきであると考えます。
46	p108	生涯学習活動の拠点をもっと増やして。空き教室の活用なども。
47	p109	上尾市には公民館が6館しかない。具体的に作ってほしい。以前政府は、小学校、あるいは、中学校区に1館の公民館をつくる政策でした。県下でも、上尾市はあまりにも少ない。早急に公民館を作ってほしい。地域の集会所、公民館、の活用も図ってほしい。 また、6館ある上尾市の公民館には、必ず、社会教育主事を配置して、生涯教育を活発にしてほしい。
48	p111～113	図書館本館の建て替えによる仮本館での運営や蔵書確保についての記述がありません。図書館利用者のみならず、市民も関心の高いことから、仮本館についての記述をすべきです。

第4期上尾市教育振興基本計画(案)に対する市民意見募集の結果

No.	該当ページ	ご意見・ご提案
49	p117	文化財を展示する、上尾市の博物館または、史料館を作つてほしい。20万都市に史料館がないのは、あまりにも貧弱と思う。
50	p117	「環境」を「施設設備及び環境」として対象を明確にするべきではないでしょうか？
51	p117	「多くの市民への周知・啓発する必要があります。」は、「次世代に継続していくべき国民共有の文化資産としての普遍的価値を全ての市民へ周知・啓発する必要があります。」として、目標を明確にすべきだとおもいますが？
52	p117	⑤を①の次に記載し、②以下を順に繰り下げ、課題の重要性への共通認識を図るべきだと思いますが？
53	p117	「指定・登録」を「次世代への継承目的とした地域社会総がかりによる」に置き換えるべきではないでしょうか？
54	p117	「古文書や歴史的公文書等」を「古文書や木簡、歴史的公文書等」に変更します(市内には木簡が相当数遺っているため)。
55	p117	<p>社会の状況を踏まえて新たな上尾市教育振興基本計画を策定されるという趣旨に従って、文化財保護の施策展開を概観させていただくと、「現状と課題」「主な取組」「目標9の指標」のいずれにおいてもほぼ第3次計画を踏襲しているのはなぜでしょうか？</p> <p>令和3年度施行の第3次基本計画の策定段階では、平成30年に文化財保護法の改正で可能となった「文化財保存地域計画(以下、『地域計画』と記載)についての対応がなされていないのは時間的な制約からやむなしと考えられるが、第4次基本計画にも何ら記載がないのは如何な理由に依拠するのでしょうか？このように法改正による全国的な潮流ばかりではなく、令和2年度末には、上尾市の申請に基づき「上尾の摘田・畑作用具」が唯一無二の国指定文化財となったことは周知のとおりでございます。</p> <p>然るに、令和3年度施行の第3次教育振興基本計画はさておいても、この第4次基本計画策定において「上尾の摘田・畑作用具の保存活用計画」の策定についての記載が全く見られないのは、教育委員会のみならず上尾市として如何なるお考えなのでしょうか？</p> <p>この第4次教育振興基本計画が、文化財の保護に関してほぼ3次基本計画を踏襲した記載と先述いたしましたが、唯一118頁の「歴史資料の収集・保存」では、「④歴史資料を後世に残すため、適切な保存方法を検討します。」の一項目が加えられているのはなぜなのでしょうか？この一項目をもって歴史資料の保存の検討しており、国指定重要民俗文化財も包括されると理解すればよいのでしょうか？私は、イデオロギー、宗教、その他の存念等に依拠して上尾市の教育行政に口を差し挿む意図は全くありませんし、その能力もありません。いっぽう、近い将来に禍根を残すことを可能な限り回避することも、一市民としての最低限の責務であるとも思います。郷土上尾、ふるさと上尾市の健全でバランスの取れた文化の発展が、総体として上尾教育を止揚させるものであると存じます。文化・文化財の保護と振興は、持続可能な計画の下に忍耐強く取り組んでいく教育的行為です。そのためにも計画立案は大切ですし、慎重な検討が必要になることは否めません。しかし、萌芽がなければその成長も全く期待されません。</p> <p>については、「地域計画」及び「摘田・畑作用具の保存活用計画」策定の方向性を、当該上尾市教育振興計画(案)に明記するのに時期尚早ということはないと存じます。できれば一日も早いアクションプランに沿った保存措置の実施が望まれますが……</p>
56	p118	「適切な保存と活用を図るため、展示方法・情報発信のあり方を検討します。」は、文章として意味不明ではないでしょうか？展示は保存と完全に背反対立する行為ではないにしても、保存を主目的とするものではありません。まず保存があり、適切な保存措置をベースに展示あるいは教育普及事業や情報発信があるので、「保存」を抜きにはするのは「単なる破壊や劣化の促進行為」以外の何物でもありません。従って、「持続可能で恒久的保存を主眼に置いた保存活用計画を策定します。」とすべきではありませんか？
57	p118	▶「上尾の摘田・畑作用具」の保存・活用の記述全体をこのページの冒頭に入れ替え、以下順次送っていくようにすべきではないでしょうか？理由は、現状と課題の組み換えと同じです。
58	p119	伝統文化の継承の指標は、現行の教育振興計画とほぼ同じですが、第4次教育振興計画5か年の指標として必ずしも適切であるとは言えないのでしょうか？その理由は、この意見書の冒頭で述べた、文化財保護法の改正、国指定有形民俗文化財の指定等これまでの上尾の文化財保護への対応状況は大きく変わっています。上尾市でこれまでほとんど着手されていない「文化財の次世代への確実な伝達」の手法を明確にする必要が急務です。そのためには、「保存・管理・活用」を総合的に連携できる計画の策定が不可欠です。したがって、第4次教育振興計画には、「文化財保存活用地域計画」「国指定有形民俗文化財保存活用計画」をはじめとした諸計画の策定を指標とすべきだと考えますが如何でしょうか？
59	p126	ここで言っている「スポーツ」の定義を示すべきです。

第4期上尾市教育振興基本計画(案)に対する市民意見募集の結果

No.	該当ページ	ご意見・ご提案
60	全体	一生懸命に市民として考えた意見が、1月6日以降どのように『計画案』に盛り込まれるのか、その状況や意思決定の過程について高い関心を寄せていきます。
61	全体	教育長が『第3期教育振興計画』の全体的な進捗状況と、それを踏まえて『第4期計画案』の目的や方策などに言及すべきです。 残念ながら、『計画案』には、教育長による「上尾の教育をどうするつもりなのか」というビジョンが示されていません。
62	全体	『計画案』は150頁の冊子となっていますが、「空白(ブランク)」「不必要なカット(アッピー)」「項目の中のブランク」が多すぎます。 (例)『計画案』p60-62は中身は数行なのに3頁を要しています。
63	全体	全県的には、上尾市の教育予算が少ないことは周知の事実として指摘されていますが、『計画案』でもそれが明らかになっています。重要な教育施策を担う「支援員」が会計年度任用職員であること、あるいは「サポートー」と呼ばれるスタッフが常駐として配置できていないという事実関係についての言及がされていません。
64	全体	私が『計画案』全体を読み、意見を記入するのに5時間以上を要しました。一般の市民がすべての項目に目を通し、多くの時間を使って意見書を提出するとは思えません。ゆえに、教育長も教育委員も事務局も「(この項目については)意見がないので計画案が認められた」とは絶対に考えないでもらいたいです。